

令和7年度
大分県福祉のまちづくり推進協議会

資料

- 1 大分県福祉のまちづくり条例に基づく新築等の届出状況について P 6
- 2 大分県福祉のまちづくり条例施行規則について P 17
- 3 福祉のまちづくりに関する取組について
 - (1) 大分あったか・はーと駐車場利用証制度 P 24
 - (2) おおいた  ユニバーサルデザインマップ P 25
 - (3) 交通事業者のユニバーサルデザイン車両導入促進 P 26
 - (4) 共生のまち整備事業 P 28
 - (5) 音響信号機の整備 P 30
- 4 その他

令和7年度大分県福祉のまちづくり推進協議会
次第

日時

令和7年12月22日(月)10:00~11:30

場所

大分県庁新館5階 51会議室

1 開会あいさつ

2 議題

(1) 「大分県福祉のまちづくり条例」新築等届出状況等について(資料1,2)

(2) 「大分県福祉のまちづくり条例施行規則」について (資料3)

(3) 福祉のまちづくりに関する取組について (資料4)

(4) その他

3 閉会あいさつ

大分県福祉のまちづくり推進協議会出席者名簿(五十音順)

区分	所属団体	職名	委員氏名	出欠	代理出席者
委員	大分県保育連合会 (新)	副会長	タケイ 武石 法子	○	
	大分市ホテル旅館事業協同組合 (新)	副組合長	クドウ 工藤 トモオ 萌緒	×	
	一般社団法人 大分県身体障害者福祉協会	次長	イワサキ 岩崎 ケイコ 恵子	○	
	公益社団法人 大分県建築士会	支部役員	ウメキ 梅木 エミ 恵美	○	
	大分県商工会議所女性会連合会 (新)	副会長	キムラ 木村 キヌエ	○	
	一般社団法人 大分県タクシー協会	専務理事	エノグマ 江熊 ハルヒコ 春彦	○	
	社会福祉法人 大分県聴覚障害者協会	理事	カウ 加藤 ジュンコ 順子	○	
	公益社団法人 大分県精神保健福祉会	事務局員	サウ 佐藤 いづみ	○	
	国立大学法人 大分大学	准教授	シバ 柴田 ケン 建	○	
	公益財団法人 大分県老人クラブ連合会 (新)	理事	サウ 佐藤 モトノブ 元信	○	
	社会福祉法人 大分県盲人協会	会長	タマイ 玉井 カズシ 和年	○	※介助者1名
	学校法人 文理学園 日本文理大学	助教	フクダ 福田 ケン 健	○	
	九州旅客鉄道株式会社大分支社 (新)	副支社長	カワソ 川底 セイゴウ 正剛	○	
	社会福祉法人 日出町社会福祉協議会	次長	サカ 堀 さおり	○	
	だれもが安心して暮らせる大分県をつくる会	共同代表	ミヤニシ 宮西 キミヨ 君代	○	※介助者1名
	一般社団法人 大分県バス協会	専務理事	モチヅキ 望月 イクオ 郁男	○	
	NPO法人 桜ピースワーク	理事長	ヨシオカ 吉岡 ナオミ 尚美	○	
	公益社団法人 大分県手をつなぐ育成会	理事	ワタナベ 渡辺 コウジロウ 浩二郎	○	
県関係課	企画振興部 交通政策局 地域交通・物流対策室	主幹(総括)	ニシ 西藤 法樹	○	
	土木建築部 建設政策課	副主幹	ミヅ 三浦 沙織	○	
	土木建築部 建築住宅課	参事(総括)	ヒラ 平 清郎	○	
	県警本部 交通規制課	施設兼管制補佐	モリ 森 弘俊	○	
事務局	福祉保健部 福祉保健企画課	地域共生社会推進監	ヨシムラ 吉村 一彦	○	
	福祉保健部 福祉保健企画課	主幹(総括)	ゴトウ 後藤 辰徳	○	
	福祉保健部 福祉保健企画課	主査	ヤマザキ 山崎 亮太	○	

令和7年度 大分県福祉のまちづくり推進協議会 配席図

場所: 県庁舎新館5階 51会議室

柴 大
田 分
委 大
員 学
○

(会長)

- 大分県保育連合会
武 石 委 員 ○
- 大分県身体障害者福祉協会
岩 崎 委 員 ○
- 大分県タクシー協会
江 熊 委 員 ○
- 大分県精神保健福祉会
佐 藤 (い) 委 員 ○
- 大分県盲人協会
玉 井 委 員 ○
- 玉井委員介助者 ○
- 九州旅客鉄道株式会社大分支社
川 底 委 員 ○
- 日出町社会福祉協議会
堀 委 員 ○
- 大分県手をつなぐ育成会
渡 辺 委 員 ○

○手話通訳
○手話通訳

- 大分県建築士会
○梅 木 委 員
- 大分県商工会議所女性連合会
○木 村 委 員
- 大分県聴覚障害者協会
○加 藤 委 員
- 大分県老人クラブ連合会
○佐 藤 (元) 委 員
- 日本文理大学
○福 田 委 員
- だれもが安心して暮らせる大分県をつくる会
○宮 西 委 員
- 宮西委員の介助者
- 大分バス協会
○望 月 委 員
- NPO法人桜ピースワーク
○吉 岡 委 員

マイク用スピーカー

関係課	事務局	事務局
○ ○	○ ○	○ ○

関係課	関係課	関係課
○ ○	○ ○	○ ○

傍聴席	傍聴席	傍聴席
-----	-----	-----

出入口

大分県福祉のまちづくり推進協議会設置要綱

(趣旨)

第1条 大分県福祉のまちづくり条例の理念に基づき、高齢者や障がい者を含むすべての県民が、自由に行動し、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加することのできる福祉のまちづくりを推進するため、大分県福祉のまちづくり推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するために、次の事項について協議を行う。

- (1) 福祉のまちづくりの総合的な推進に関すること。
- (2) 福祉のまちづくりの普及啓発に関すること。
- (3) 福祉のまちづくりに係る連絡調整に関すること。
- (4) その他福祉のまちづくりの推進に関して必要と認められる事項に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、別表に掲げる者をもって組織する。

- 2 委員の任期は、2年間とする。ただし、再任を妨げないものとする。
- 3 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第4条 協議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名した者が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。

(専門部会)

第6条 特定の事項について協議を行うため、協議会に専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会は、会長がこれを招集する。
- 3 専門部会長は、会長が指名し、専門部会長が専門部会の議長となる。

(庶務)

第7条

協議会の庶務は、大分県福祉保健部福祉保健企画課において処理する。

付 則

この要綱は、平成15年3月13日から施行する。

(別表)

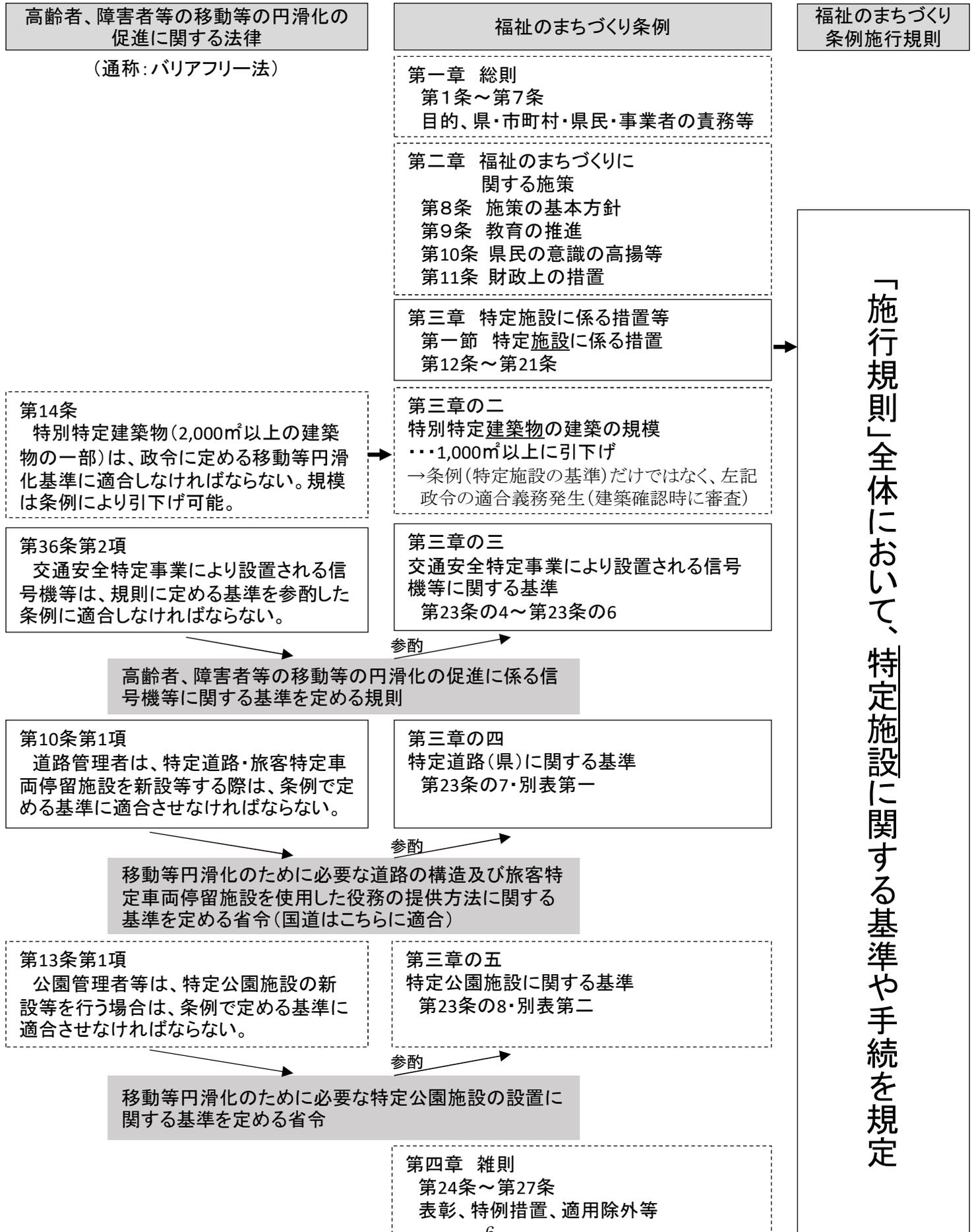
大分県福祉のまちづくり推進協議会委員名簿
(五十音順)

機関・団体名	役職	氏名
大分県保育連合会	副会長	武石 法子
大分市ホテル旅館事業協同組合	副組合長	工藤 萌緒
一般社団法人大分県身体障害者福祉協会	次長	岩崎 恵子
公益社団法人大分県建築士会	支部役員	梅木 恵美
大分県商工会議所女性会連合会	副会長	木村 キヌエ
一般社団法人大分県タクシー協会	専務理事	江藤 春彦
社会福祉法人大分県聴覚障害者協会	理事	加藤 順子
大公益社団法人大分県精神保健福祉会	事務局員	佐藤 いづみ
国立大学法人大分大学	准教授	柴田 建
公益財団法人大分県老人クラブ連合会	理事	佐藤 元信
社会福祉法人大分県盲人協会	会長	玉井 和年
学校法人文理学園 日本文理大学	助教	福田 健
九州旅客鉄道株式会社大分支社	副支社長	川底 正剛
社会福祉法人日出町社会福祉協議会	次長	堀 さおり
だれもが安心して暮らせる大分県をつくる会	共同代表	宮西 君代
一般社団法人大分県バス協会	専務理事	望月 郁男
NPO法人桜ピースワーク	理事長	吉岡 尚美
公益社団法人大分県手をつなぐ育成会	理事	渡辺 浩二郎

【概要】

本条例は、福祉のまちづくりに関し、関係者の責務を明らかにするとともに、特定施設(建築物)等を安全かつ容易に利用できるようにするための措置を講ずることにより、県民の福祉の増進に資することを目的としている。

下記のとおり、法によらず規定している項目(特定施設等)と、法に基づき規定している項目に分かれる。



大分県福祉のまちづくり条例の概要

【目的】障がい者等が自由に行動し、あらゆる分野の活動に参加できる福祉のまちづくりの推進

→ **建築物や公共の用に供する施設（道路等）** について、**福祉のまちづくり条例施行規則**において **便所等の整備施設ごとに基礎的基準及び誘導的基準（条例より詳細な基準）を別表に明記**

☑ **基礎的基準**：安全かつ容易に利用するために**必要な基準**（条例第12条第1項）

☑ **誘導的基準**：安全かつ容易に利用するための**目標となる基準**（条例第12条第2項）

＜**適合証交付**

（条例第16条第1項）
大分県福祉のまちづくり条例



- ＜**特別特定施設の例
 - ・学校であれば1,000㎡超
 - ・病院であればすべて
 - ・ホテル、旅館であれば1,000㎡超
 - ・道路法に規定する道路であればすべて 等**



基礎的基準

適合証

ただし、**基礎的基準に適合する場合と同等以上に安全かつ容易に利用することができる場合又は構造、利用の目的、地形、敷地の状況等により基礎的基準に適合させることが困難である場合は、この限りでない。**

適用除外としている例（対象施設：児童福祉施設）

- ◆ **階段**（高齢者等利用階段には手すり等を設けること）
 - **人的介助により不要**：健康な児童の利用が対象のため支障なし。支障が生じる場合は職員が介助
- ◆ **標識**（高齢者等使用便所などの付近に便所等の標識を設けること）
 - **施設の特性により不要**：特定の児童が利用する施設のため、標識による識別の必要なし
- ◆ **案内設備**（不特定多数者利用する建築物等における便所等配置を表示した案内板等の設置）
 - **代替設備と人的介助により不要**：案内板の代わりにインターホンを設置

新築等届出・適合状況（令和6年度）

用途	届出件数	うち			全部適合 の割合	一部 適用除外 の割合	不適合 の割合
		全部適合	一部適用除外	不適合			
1 学校等	0	0	0	0			
2 病院、診療所	15	10	5	0	66.7%	33.3%	0.0%
3 老人保健施設	0	0	0	0			
4 劇場等	0	0	0	0			
5 集会場等	0	0	0	0			
6 展示場	1	0	1	0	0.0%	100.0%	0.0%
7 物販	11	4	7	0	36.4%	63.6%	0.0%
8 ホテル等	5	2	3	0	40.0%	60.0%	0.0%
9 事務所(23除く)	0	0	0	0			
10 共同住宅等	13	4	9	0	30.8%	69.2%	0.0%
11 児童・老人福祉施設等	25	7	18	0	28.0%	72.0%	0.0%
12 体育館等	1	0	1	0	0.0%	100.0%	0.0%
13 博物館等	0	0	0	0			
14 公衆浴場	0	0	0	0			
15 飲食店	0	0	0	0			
16 サービス業	0	0	0	0			
17 学習塾等	0	0	0	0			
18 工場	5	2	3	0	40.0%	60.0%	0.0%
19 停車場等	0	0	0	0			
20 自動車車庫	0	0	0	0			
21 公衆便所	0	0	0	0			
22 火葬場	0	0	0	0			
23 官公庁舎	0	0	0	0			
24 複合用途建築物	1	0	1	0	0.0%	100.0%	0.0%
計	77	29	48	0	37.7%	62.3%	0.0%

- 面積規模を定めていない「病院、診療所」や「老人福祉施設等」については、適用除外と不適合の割合が多くなっている。
○ なお、不適合の施設については、適合させるよう指導し、従わない場合は県知事による勧告などの手続きをとることが可能。

基礎的基準の適用除外・不適合項目の状況（令和6年度）

項目	基準	適用除外	人的介助		施設の特性に より不要	利用者の属性 への配慮	
				※うち専門性			
1 移動等円滑化経路	(1) 移動等を円滑化する経路の設置	2	1	(1)	1	-	
	(2) 階段・段を設けない	6	6	(4)	-	-	
2 出入口	イ 幅は、内のり80cm	2	2	(1)	-	-	
	ロ 直接地上へ通ずる出入口の幅は内のり90cm以上	1	1	(1)	-	-	
	ハ 戸は、容易に開閉できる構造、前後に高低差なし	5	5	(4)	-	-	
3 廊下等	(1) 滑りにくい表面とし、段差を示す点状ブロック等を敷設	8	5	(2)	3	-	
	(2) 直接地上へ通ずる出入口の幅は内のり120cm以上	19	18	(13)	1	-	
4 階段	(1) 踊り場に手すり、点状ブロック等を敷設	16	12	(4)	4	-	
	(2) うち1か所以上は、内のり90cm以上	11	9	(2)	-	2	
5 傾斜路	(1) 階段に代替又は併設する傾斜路の設置	6	2	(2)	4	-	
	(2) 高さが75cmを超えるものは高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設置	1	1	-	-	-	
6 エレベーター及びその乗降ロビー	かごの大きさや鏡、手すり等の設置、乗降ロビーの広さ	6	6	-	-	-	
7 特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機	エレベーター、エスカレーターに係る建設省通知の基準で設置 かごの幅、内法、奥行の大きさ	0	-	-	-	-	
8 便所	(1) 十分な空間の確保や手すり設置	8	6	(3)	2	-	
	(2) ベビーチェア、ベビーベッド等の設置	3	2	(2)	1	-	
	(3) 床置き式小便器、壁掛式小便器等の設置	5	4	-	1	-	
	(4) 腰掛式便座の設置	1	1	-	-	-	
	(5) 操作が容易な洗面器の設置	13	11	(5)	2	-	
9 客室・寝室	車いす使用者が利用しやすい便所、浴室等の設置	3	3	(3)	-	-	
10 敷地内通路	(1) 段や傾斜路の部分に手すり等の設置	14	12	(9)	2	-	
	(2) 120cm以上の幅、開閉が容易な戸等の設置	14	14	(12)	-	-	
11 駐車場	車いす使用者用駐車施設を1以上設置	18	16	(7)	2	-	
12 標識	エレベーター、駐車施設、便所を示す表示設置	14	12	(8)	2	-	
13 案内設備	案内板や施設の状況を視聴覚障がい者に示す設備の設置	24	23	(12)	1	-	
14 案内設備までの経路	案内設備等までの経路に点状ブロック等を敷設	18	17	(9)	1	-	
15 客席	(1) 劇場等及び集会場等の施設の客席	0	-	-	-	-	
	(2) 車椅子使用者が利用できる部分	0	-	-	-	-	
16 改札口	幅は、80cm以上	0	-	-	-	-	
17 記載用カウンター	車いす使用者が利用できる記載用カウンターの設置	4	4	-	-	-	
20 更衣室又はシャワー室	イ 更衣室（1以上の区画） 出入口の幅は内法80cm以上	2	1	(1)	1	-	
	ロ シャワー室（1以上の区画） 出入口の幅は、内法80cm以上、手すり設置、高さ40cmから45cmまでの腰掛台を設置	1	1	(1)	-	-	
			225	195	(106)	28	2

※番号は基礎的基準の項目番号

※不適合項目なしだが、無届施設は2件あり

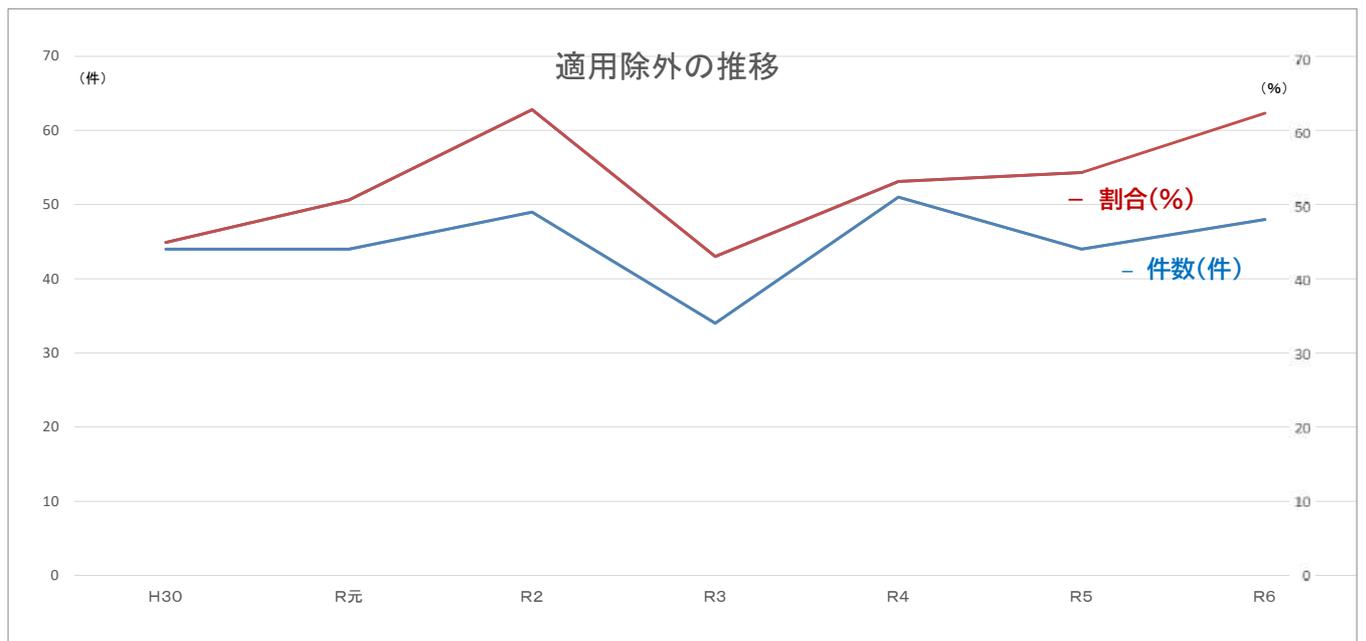
→児童・老人福祉施設等のスタッフや医療従事者など専門性を有する者が介助する場合

適用除外の内容と対応状況（6年度）

用途	うち 一部適用除 外	主な適用除外対象整備項目	適用除外となった主な基準	対応
1 学校等				
2 病院、診療所	5	廊下(5)、敷地内通路(4)、案内経路(3)、標識(2)、便所(1)、駐車場(1)、案内設備(1)	点字ブロック、車椅子転回場所、手すり、案内標識等の設置	人的支援
3 老人保健施設	0			
4 劇場等	0			
5 集会場等	0			
6 展示場	1	案内設備(1)、案内経路(1)	点字ブロック等の視覚障害者設備の設置他	
7 物販	7	案内経路(5)、廊下等(4)、案内設備(4)、便所(3)他	点字ブロック等の視覚障害者の設備、操作が容易な洗面器、手すり等の設置	人的支援 施設の特性
8 ホテル等	3	記載用カウンター(3)、階段(2)、便所(2)、廊下等(1)	踊場の点字ブロック等設置、階段の幅(内法120cm以上)、車椅子使用者が利用できる措置の設置	人的支援
9 事務所(23除く)	0			
10 共同住宅等	9	階段(14)、駐車場(8)、便所(7)、エレベーター(5)、標識(4)他	階段の内法(120cm以上)、容易に出入(幅80cm以上)、廊下(幅120cm以上)、駐車施設(幅135cm以上)、標識設置等	人的支援 施設の特性 利用者の属性 への配慮
11 児童・老人福祉施設等	18	敷地内通路(17)、廊下(11)、案内設備(11)、便所(10)、案内経路(7)、出入口(6)、階段(6)、更衣室シャワー(3)他	円滑に利用できる便房の確保、操作が容易な洗面器設置、手すり、点字ブロック設置、更衣室等の出入口(幅80cm以上)他	人的支援 施設の特性
12 体育館等	1	便所(2)、経路(1)、階段(1)、敷地内通路(1)、駐車場(1)、標識(1)	円滑に利用できる便房の確保、操作が容易な洗面器設置、手すり、点字ブロック設置他	人的支援
13 博物館等	0			
14 公衆浴場	0			
15 飲食店	0			
16 サービス業	0			
17 学習塾等	0			
18 工場	3	廊下等(5)、便所(5)、階段(3)、傾斜路(3)、敷地内通路(3)他	移動円滑化経路(幅120cm以上、50m毎に車椅子回転可)、滑りにくい素材、手すり、回り階段でない、十分な広さの便房設置他	施設の特性 人的支援
19 停車場等	0			
20 自動車車庫	0			
21 公衆便所	0			
22 火葬場	0			
23 官公庁舎	0			
24 複合用途建築物	1	案内設備(1)、案内経路(1)	点字ブロック等の視覚障害者設備の設置他	人的支援
計	48			

適用除外の推移

用途	適用除外件数							適用除外の割合						
	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6
1 学校等	0	0	0	2	2	1	0				40.0%	40.0%	100.0%	
2 病院、診療所	7	3	10	6	9	5	5	50.0%	27.3%	58.8%	85.7%	60.0%	41.7%	33.3%
3 老人保健施設	0	0	0	0	1	0	0					100.0%		
4 劇場等	0	0	0	0	0	0	0							
5 集会場等	0	2	0	0	0	0	0		100.0%					
6 展示場	0	0	0	0	0	0	1							100.0%
7 物販	2	1	3	2	3	6	7	25.0%	25.0%	100.0%	18.2%	25.0%	46.2%	63.6%
8 ホテル等	3	5	1	1	2	1	3	60.0%	50.0%	100.0%	50.0%	66.7%	100.0%	60.0%
9 事務所(23除く)	0	0	3	0	0	0	0			100.0%				
10 共同住宅等	3	7	0	4	5	4	9	42.9%	87.5%		44.4%	83.3%	66.7%	69.2%
11 児童・老人福祉施設等	26	23	31	18	25	22	18	50.0%	51.1%	59.6%	48.6%	59.5%	66.7%	72.0%
12 体育館等	0	0	0	0	0	0	1							100.0%
13 博物館等	0	0	0	0	0	0	0							
14 公衆浴場	0	0	0	0	1	0	0					100.0%		
15 飲食店	0	0	0	0	0	0	0							
16 サービス業	0	0	0	0	0	0	0							
17 学習塾等	0	0	0	0	1	0	0					100.0%		
18 工場	3	3	1	1	2	2	3	33.3%	75.0%	100.0%	50.0%	66.7%	66.7%	60.0%
19 駐車場等	0	0	0	0	0	0	0							
20 自動車庫	0	0	0	0	0	0	0							
21 公衆便所	0	0	0	0	0	0	0							
22 火葬場	0	0	0	0	0	0	0							
23 官公庁舎	0	0	0	0	0	1	0							
24 複合用途建築物	0	0	0	0	0	2	1						50.0%	100.0%
計	44	44	49	34	51	44	48	44.9%	50.6%	62.8%	43.0%	53.1%	54.3%	62.3%



OR5に比べ、R6については適用除外の件数、割合ともに増加

○施設の規模に制限のない児童・老人福祉施設、病院・診療所の適用除外が多く、制限のある共同住宅や物品販売業を営む店舗も増加傾向

令和6年度大分県福祉のまちづくり推進協議会 会議録

日時：令和6年11月15日（金）10：00～11：30
 場所：県庁新館5階 51会議室

(1) 「大分県福祉のまちづくり条例」新築等届出状況等について

委員発言	回答	事務局回答
<p>基礎的基準と誘導的基準の違いと、基礎的基準に関する適用除外を認める際の流れを教えてください。</p>	<p>福祉保健 企画課</p>	<p>基礎的基準は原則として適合させよう努めなければならない基準で、誘導的基準は義務ではないが目標として適合させてもらいたい基準である。適用除外については、物理的制約等からどうしても適合させることが難しいケースについて、建築指導の中で人による介助などの代替措置を求め、妥当な措置が示された場合に認めている。</p>
<p>事務局から届出時期の前倒しについて提案があったが、現行の着工30日前までの届出に関して、施主や設計事務所も建築指導を受けて修正するには遅すぎるという認識なのか。</p>	<p>福祉保健 企画課</p>	<p>バリアフリー法がベースにあるので、設計事務所は条例や施行規則の届出規定について認識しているが、基礎的基準に適合させるためにどのくらい余裕をもって届け出てくるかは、個々の届出側の意識で差が出るのではないかと考えている。</p>
<p>今回の見直し案については、建築士会など現場サイドの意見も十分聞いてもらいながら、条例の目的を達成するため、適用除外を認めざるを得ないケースをできるだけ減らしていくような取組をお願いしたい。</p>	<p>福祉保健 企画課</p>	<p>今後、建築士会など関係者とも十分協議・調整しながら、取組を進めていく。</p>
<p>福祉施設や病院には面積規模にかかわらず全て基礎的基準が適用されるため、適用除外のケースが多くなっていると思われるが、小規模の施設だと基準に適合させるのが難しいという現状はないのか。事務局から適用除外の考え方を整理・明示したいとの提案があったが、面積規模で取り扱いを変えていくという考え方はあるのか。</p>	<p>福祉保健 企画課</p>	<p>明確なデータはないが、ご指摘のような現状は十分考えられるので、次回以降、面積規模ごとにとどのようになっているかお示しできるようにしたい。また、見直しについて関係者と協議していく中でそういった議論も出てくると思われるので、他県の例も参考に、関係者の意見を聞きながら整理していきたい。</p>

(2) 福祉のまちづくりに関する取組について

委員発言	回答	事務局回答
<p>バスの減便などで移動手段が少なくなると、タクシー会社の運転手確保も大変だと思いが、県が補助しているにも関わらず福祉タクシーやユニバーサルタクシーの予約が1か月待ちになっている状況を改善してもらいたい。</p>	<p>地域交通物流対策室</p>	<p>ユニバーサルタクシーについては、令和3年度から5年度にかけて約90台を助成してきたところであるが、ご意見を踏まえ、今後、移動手段の確保について何ができるか検討していく。</p>
<p>歩車分離式交差点において、歩行者の横断時間が終わつた後、車両の進行方向に沿って歩行者も横断できる箇所があるが、その際に音響信号機が鳴っていない場合があるので対応してもらいたい。</p>	<p>県警交通規制課</p>	<p>歩車分離式信号機については、全ての交差点で車両を停止させて歩行者が横断する時間を設ける交差点と、車両と同方向に進行する歩行者が横断する時間を設ける交差点の2通りがある。基本的にはどちらにも音響がなるようにしているが、一部実現できていないところもあるので、今後整備を進めていく。</p>
<p>以前の協議会で、屋根付きのバス停やバス停へのベンチ設置個所を増やしてほしいとの意見を出したことがあるが、その後どういった対応をとっているのか。</p>	<p>地域交通物流対策室</p>	<p>各バス事業者において対応いただく内容であり、設置の現状を把握できていないが、ご要望はバス事業者にお伝えしたい。また、市町村が運営するコミュニティバスのバス停施設には県から支援している。</p>

(3) その他

委員発言	回答	事務局回答
<p>病院などの点字ブロックが、車いすを利用して障がい者や高齢者にはかえって障壁(バリア)になることもあるということと理解しておいてもらいたい。</p>	<p>福祉保健企画課</p>	<p>届出の受付機関において、そうした視点からも審査してもらえよう、受付機関にご意見をお伝えする。</p>
<p>交通事業者の立場からは、人口減少・少子化の中で運転手や駅の人員を確保することが難しい。そのような中で、高齢のお客様や体の不自由な方など必要なお客様をサポートすることを多くの方に知っていただきたい。</p>	<p>—</p>	<p>—</p>

令和6年度新築等の届出(福祉施設および病院・診療所の面積抜粋)

No.	受付者	施設区分	延べ床面積 合計(㎡)	新築等の部分		適合の有無
				新築等の部分	その他の部分	
1	大分市	病院	4,097.84	238.76	3,859.08	○
2		歯科診療所	199.67	4.64	195.03	×
3		診療所(患者収容施設なし)	460.50	460.50		○
4		保育所	900.75	900.75		○
5		老人福祉施設	1,733.83	1,733.83		×
6		診療所(住宅付)	1,153.56	1,153.56		×
7		保育所	454.17	454.17		○
8		診療所	133.68	133.68		○
9		児童発達支援事業所	153.50	153.50		×
10		ヘルパーステーション	133.73	133.73		○
11		病院	5,852.37	5,852.37		○
12		児童発達支援事業所	164.70	164.70		×
13		診療所	537.67	537.67		○
14		診療所(無床)	233.13	233.13		○
15		病院	2,420.50	2,420.50		○
16		有料老人ホーム	999.01	999.01		×
17		障害者支援施設	4,157.36	1,704.55	2,452.81	○
18		診療所	385.63	385.63		×
19		放課後等デイサービス	336.08	336.08		×
20		就労支援施設	97.50	97.50		×
21	別府市	有料老人ホーム	760.06	136.90	623.16	×
22		障害者グループホーム	306.72	306.72		×
23		特別養護老人ホーム	1,370.54	1,370.54		×
24		保育所	105.48	105.48		×
25	中津市	診療所	333.58	333.58		○
26	日田市	保育所	102.68	102.68		×
27		保育所	422.77	422.77		×
28		児童発達支援・放課後デイサービス	260.81	260.81		×
29	宇佐市	診療所・病児保育	971.55	971.55		×
30		障害者支援施設	254.31	43.03	211.28	×
31		保育所	305.72	305.72		×
32	別府土木	保育所	780.44	66.72	713.72	○
33		認定こども園・子育て支援センター	462.35	462.35		○
34	大分土木	障害者支援施設	3,848.47	66.29	3,782.18	○
35		障害者支援施設	4,756.25	4,756.25		×
36	日田土木	歯科診療所	181.50	181.50		○
37		病院	6,111.31	6,111.31		○
38	白杵土木	老人ホーム	437.65	437.65		×
39		住宅型老人ホーム	198.32	198.32		×
40		診療所(患者収容施設なし)	220.70	220.70		×

適合 17
不適合 23

【施設累計ごとの内訳】

	届出数 (件数)	適合 (件数)	不適合 (件数)	延べ床面積 の範囲(㎡)	不適合 割合
II 診療所	11	6	5	199.67~1,153.56	45%
III 老人福祉施設	7	1	6	133.73~1,733.83	86%
IV 障害者支援施設	6	2	4	97.30~4,756.25	67%
V 保育所・認定こども園	8	4	4	102.68~900.75	50%
VI 児童発達支援事業所	3	0	3	153.50~260.81	100%
VII 放課後等デイサービス	1	0	1	336.08	100%
計	40	17	23	-	-

大分県福祉のまちづくり条例第17条ただし書(特別特定施設設置者の措置についての適用除外)に係る留意事項(案)

大分県福祉のまちづくり条例(以下「条例」という。)第17条ただし書において、基礎的基準に適合する場合と同等以上に安全かつ容易に利用できる場合などには、基礎的基準の適用除外が認められることとなっています。

適用除外は、条例の趣旨に合致する範囲で認められる必要がありますが、個別具体的なケースに対して条例・規則等で一律に規定することが困難なため、以下のとおり考え方を示すこととしましたので、今後の申請手続においてご注意ください。

1 「基礎的基準に適合する場合と同等以上に安全かつ容易に利用することができる場合」について

条例第17条ただし書「基礎的基準に適合する場合と同等以上に安全かつ容易に利用することができる場合」とは、①人的対応や②設備の設置による措置等が考えられ、例えば次のようなものが考えられます。

なお、基礎的基準については、高齢者、障がい者等が自力で目的の場所に到達するために定めたハード面での整備基準であり、原則として段差の解消やスロープを設置せず、車いすを何人かで運び上げてもらうような対応のみでは心理的負担を伴うため、人的対応による代替措置としては認められませんので、ご注意ください。

① 人的対応による措置(例)

- ・廊下、階段等に点状ブロックを敷設すると、当該施設を利用する高齢者等が転倒するおそれがあるなど、視覚障がい者以外の高齢者や障がい者等の円滑な利用に支障があるため、移動等円滑化経路を構成する出入口でのインターホン設置や、受付から入口を見渡せるようにするなどの対策を講じたうえで、人的な対応を行う場合。

② 設備による代替措置(例)

- ・エレベーターの籠の大きさは基準を満たさず、車いすの転回に支障があるものの、籠の前後に扉があるエレベーターを設置する場合。
- ・昇降機の設置の代わりに、高齢者、障がい者等に配慮したエスカレーターを設置した場合。

2 「構造、利用の目的、地形、敷地の状況等により基礎的基準に適合させることが困難な場合」について

条例第17条ただし書「構造、利用の目的、地形、敷地の状況等により基礎的基準に適合させることが困難である場合」とは、例えば以下のような例が考えられます。

- ① 施設の構造により適合が困難と認められるもの（例）
- ・増築等で、増築部分は整備基準に適合しているが、既存部分の改修が構造上困難であり、増築部分への経路が一部整備できない場合。
 - ・増改築において、構造耐力上エレベーターの設置が困難である場合。
 - ・木製の階段で、必要最小限の突き出し部分があるが、足が引っかかりにくいように、段鼻の下端の角部分を丸くする、あるいは、段鼻の下部にテーパを設けるなどの配慮をしている場合。
 - ・敷地の状況、建築物の構造それぞれを考えた場合は不可能ではないが、理由が重なり整備が不可能である場合。
 - ・用途変更、大規模な修繕若しくは模様替えに係るもので、工事を行わない部分について基準に適合していない場合。
- ② 利用の目的により適合が困難と認められるもの（例）
- ・文化財や歴史的価値があるものについて、改善等を施すと著しく当該施設の存在意義を損なう場合。
 - ・衛生面の問題から、便所内の便房と洗面の空間に段を設ける場合。
- ③ 地形、敷地の状況により適合が困難と認められるもの（例）
- ・傾斜地に立地しているため、敷地内通路の縦断勾配が非常にきつくなってしまう場合。
 - ・傾斜地に立地していて建物出入口までの敷地内通路の通行は段差があり困難だが、地下駐車場までは容易にアプローチでき、エレベーターにより建物が利用できる場合。

3 条例17条ただし書により適用除外とされた場合の取り扱い

条例第17条ただし書に規定する「基礎的基準に適合する場合と同等以上に安全かつ容易に利用することができる場合」には、代替措置が講じられていることによって基礎的基準に適合しているものとみなされ、適合証の交付が受けられます。

一方、同条に規定する「構造、利用の目的、地形、敷地の状況等により基礎的基準に適合させることが困難である場合」については、当該状況により基礎的基準に適合することが著しく困難な場合に限って、基礎的基準への適合を免除されるものです。この場合、当該施設は条例には適合しているものの、基礎的基準には適合していないため、適合証の交付を受けられませんのでご注意ください。

4 その他

条例は、高齢者、障がい者、妊産婦、傷病者など、日常生活や社会生活において身体の機能上の制限等を受ける多くの人たちが、自由に行動し、あらゆる分野の活動に参加することができる福祉のまちづくりを進めていくことを目的として制定され、目的達成に必要なハード整備の基礎的基準を定めているものであり、条例第17条ただし書による適用除外はあくまでもやむを得ない場合の例外的措置であることにご留意ください。

福祉のまちづくり条例施行規則の改正(案)について

I バリアフリー法の政令改正(令和7年6月1日施行)の内容

- 国の施行令は、建築物のバリアフリー義務基準を具体的に強化(特に、「トイレ」・「駐車場」・「劇場等の客席」)
- 代表的な変更は、「車椅子使用者用便房(車椅子トイレ)を原則として『便所を設ける階ごとに1箇所以上』設ける」等
- ※県規則は、条例として基礎的基準・誘導的基準(別表)で具体的な寸法・配置・設備等を定めているが、国の令改正をそのまま自動的に上書きするものではなく、両者の関係では国の義務基準が上位であり、地方規則は国基準に合わせるか、より厳しい基準を定める形となる。

【国の主な改正内容】

	改正内容
車椅子使用者用便房 (車椅子トイレ)	現在の「建築物に1以上の設置」から「原則として建築物の階ごと(各階)に1箇所以上車椅子使用者用便房を設ける」に変更
駐車場 (車椅子使用者用駐車スペース)	現在の「建築物に1以上の設置」から「駐車場施設の数に応じ、一定数(*)以上」の車椅子使用者用駐車施設設置を義務化 * 例: 駐車台数200台以下→2%以上、200台超→1%+2以上
劇場等の客席 (車椅子使用者用スペース)	「座席数が400以下→2以上、400超→座席数の0.5%以上」の車椅子使用者用スペース設置義務を創設

II 県規則改正の方針(案)

- 国の令改正の基準が引き上げられたため、令の改正内容を原則県規則に反映させるとともに、県独自で規定している基準はそのまま残す方針。
⇒ 県規則の別表2(基礎的基準)や別表3(誘導的基準)を、国の令改正や告示を踏まえて改正。

【国の施行令と県規則との関係】

	国の施行令	県規則
適用対象/規模基準	国法令では特別特定建築物について床面積2,000㎡以上等が基本	別表で「特別特定施設」等の対象施設、床面積等を床面積1,000㎡又は3,000㎡などに引き下げて適用している。(例: 劇場・集会場など1,000㎡超)
義務/目標の性質	国令改正は「義務基準」を強化するもので、法的拘束力が高い、適合義務を明確化	「基礎的基準(必要となる)」とあわせて「誘導的基準(目標となる基準)」を条例施行規則の別表第2, 3に規定

III 県規則施行日(予定)

令和8年4月1日

車椅子使用者用便房の設置数に係る基準の見直し

(施行日：令和7年6月1日)

バリアフリー法の政令改正により、車椅子使用者用便房の設置数について、**原則、各階に1箇所以上を設置するよう**見直しを行う。

義務基準

現行

- ・ **建築物に1箇所以上**を設ける。

見直し案

<標準的な建築物>

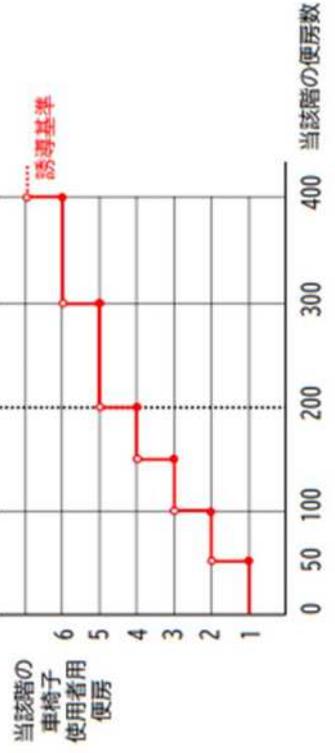
- ・ **各階に1箇所以上**※設ける。
- <小規模階を有する建築物> (床面積1,000㎡未満の階 (小規模階) を有する場合)
 - ・ 小規模階の床面積の合計が**1,000㎡に達する毎に1箇所以上**※設ける。
- <大規模階を有する建築物> (床面積10,000㎡を超える階 (大規模階) を有する場合)の床面積が
 - ・ **10,000㎡を超え40,000㎡以下の場合、当該階に2箇所以上**※を設ける。
 - ・ **40,000㎡を超える場合、20,000㎡毎に1箇所を追加**※する。

※ 建築条件に応じた設計の自由度を確保するため、設置箇所は任意とする。

誘導基準

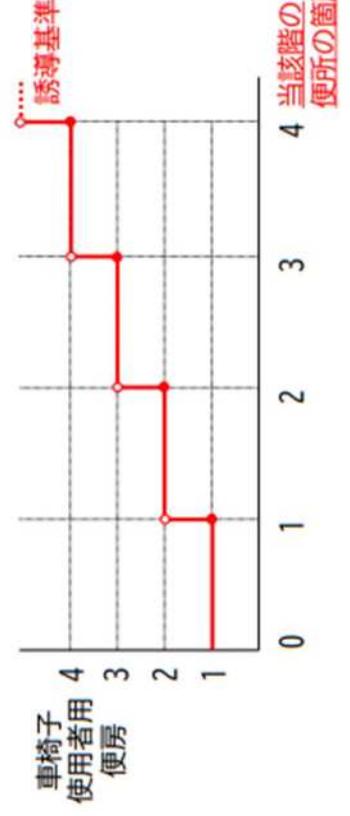
現行

- ・ **各階に1箇所以上**を設ける。
- ・ 階の便房数が**200箇所以下**の場合、**2%以上**を設ける。
- ・ 階の便房数が**201箇所以上**の場合、**1%+2箇所以上**を設ける。



見直し案

- ・ **便所のある箇所に1箇所以上**を設ける。



車椅子使用者用【駐車施設】について

(施行日：令和7年6月1日)

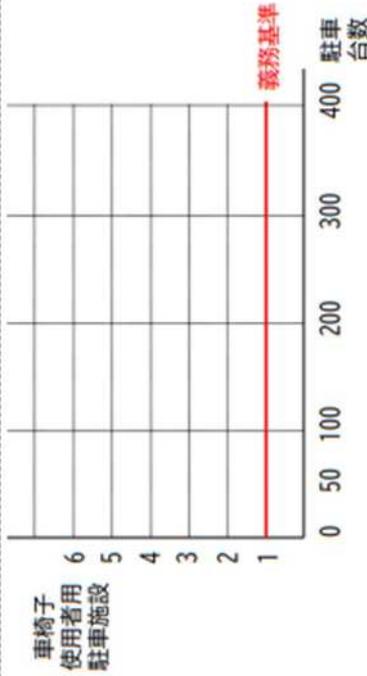
車椅子使用者用駐車施設の設置数に係る基準の見直し

バリアフリー法の政令改正により、車椅子使用者用駐車施設の設置数について、**駐車台数に対する割合で定めるよう**見直しを行う。

義務基準

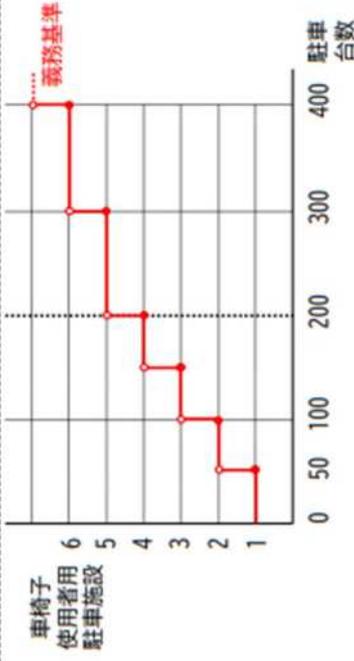
現行

- ・ 1台以上を設ける。



見直し案

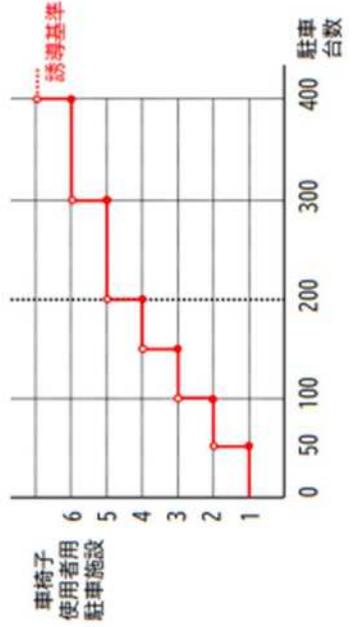
- ・ 200台以下の場合、2%以上を設ける。
- ・ 201台以上の場合、1% + 2台以上を設ける。



誘導基準

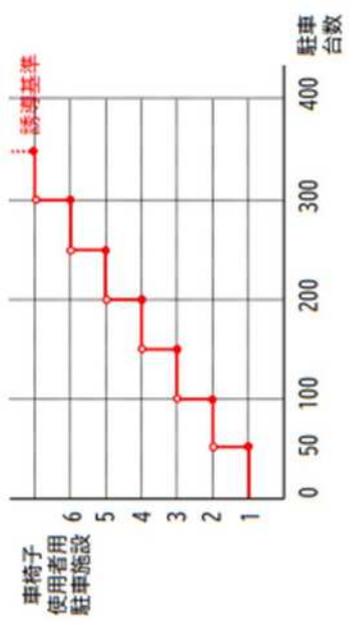
現行

- ・ 200台以下の場合、2%以上を設ける。
- ・ 201台以上の場合、1% + 2台以上を設ける。



見直し案

- ・ 2%以上を設ける。



車椅子使用者用客席の設置数に係る基準の見直し

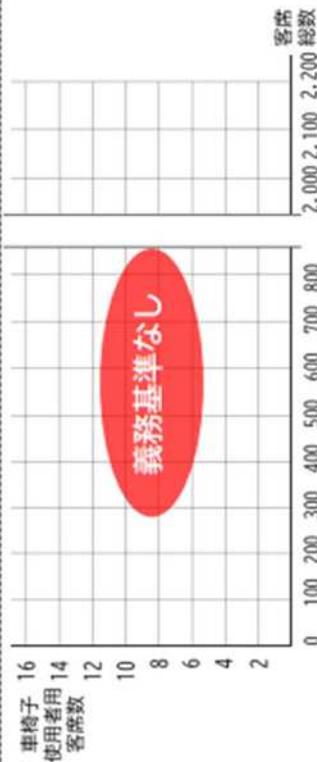
(施行日：令和7年6月1日)

バリアフリー法の政令改正（条文新設）により、車椅子使用者用客席の設置数について、**客席の総数に対する割合で定める**よう見直しを行う。

義務基準

現行

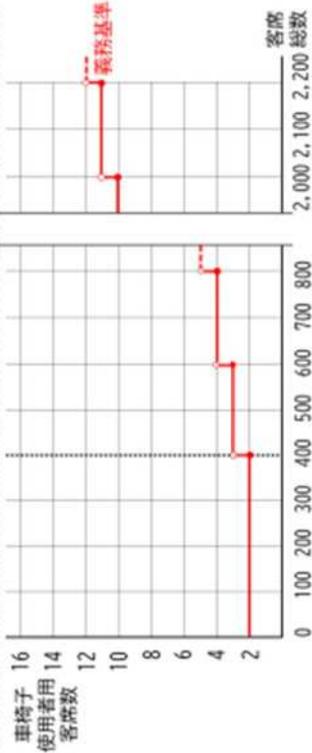
- ・ 基準なし



見直し案

- ・ 400席以下の場合、**2席以上**を設ける。
- ・ 401席以上の場合、**0.5%以上**を設ける。

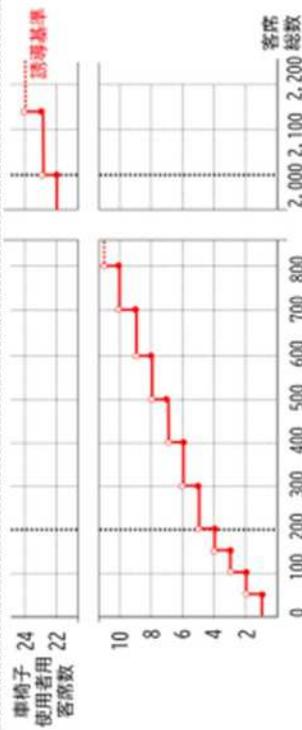
※ 構造に係る基準（幅90cm以上、奥行135cm以上等）も定める。



誘導基準

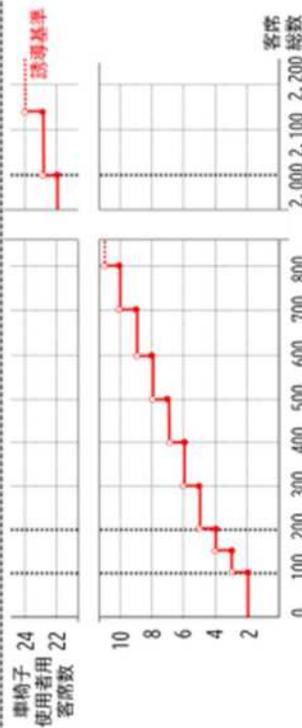
現行

- ・ 200席以下の場合、**2%以上**を設ける。
- ・ 201～2,000席の場合、**1%+2席以上**を設ける。
- ・ 2,001席以上の場合、**0.75%+7席以上**を設ける。



見直し案

- ・ 100席以下の場合、**2席以上**を設ける。
- ・ 101～200席の場合、**2%以上**を設ける。
- ・ 201～2,000席の場合、**1%+2席以上**を設ける。
- ・ 2,001席以上の場合、**0.75%+7席以上**を設ける。



大分県福祉のまちづくり条例施行規則における主な改正項目の概要 [便 所]

基礎的基準		誘導的基準	
別表第二	現行	改正後	別表第三
8 便所 (第1号)	不特定かつ多数の者等が利用する便所のうち1以上の便所内に車いす使用者用便房を1以上設置	不特定かつ多数の者等が利用する便所は、原則、 不特定多数の者等が利用する階の数以上 を設置	7 便所 (第1号)
8 便所 (第2号イ)	(新設)	不特定多数の者等が利用する部分の床面積が 10,000㎡超の階(大規模階) を有する場合、 10,000㎡～40,000㎡以下:2か所以上 等	7 便所 (第1号イ(イ))
8 便所 (第2号ハ(二))	(新設)	不特定多数の者等が利用する部分の床面積が 1,000㎡未満の階(小規模階) を有する場合、 小規模階の床面積の合計が1,000㎡に達する毎に1箇所以上 等	
8 便所 (第3号)	(新設)	2号に定めるもののほか、1号の規定により設ける便所のうち1以上には、 高齢者、障害者等が円滑に利用することができ、構造の水洗面を設けた便房を1以上 を設置	

別表第三	現行	改正後
7 便所 (第1号)	多数の者が利用する便所を設ける階にあつては、車椅子利用者用便房を、以下の基準に適合する便所を設けること	多数の者が利用する便所内に、車椅子利用者用便房を1以上設けること
7 便所 (第1号イ(イ))	・階の便房総数 200以上 下:その 総数×1/50以上 ・階の便房総数 200超 : その 総数×1/100+2以上	車椅子使用者用便房は、多数の者が利用する便所内又は当該便所に近接する位置に 1箇所以上 を設置

大分県福祉のまちづくり条例施行規則における主な改正項目の概要〔駐車場〕

基礎的基準

誘導的基準

別表第二	現行	改正後	別表第三	現行	改正後
11 駐車場 (第1号)	不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場を設ける場合には、そのうち1以上に、車椅子使用者用駐車施設を1以上設けること。	不特定多数の者等が利用する駐車場には、原則、 駐車施設の数の対する割合で定める数以上の車椅子使用者用駐車施設を設ける。 ただし、出入口の部分に車椅子使用者が円滑に自動車に乗降するこゝとが可能な場所が設けられて いる機械式駐車場を車椅子使用者用駐車施設として設けることも可能	10 駐車場 (第1号)	多数の者が利用する駐車場の全駐車台数が200以下の場合は当該駐車台数に50分の1を乗じて得た数以上、全駐車台数が200を超える場合は当該駐車台数に1%を乗じて得た数に2を加えた数以上の車椅子使用者用駐車施設を設けること。	多数の者が利用する駐車場には、当該駐車場の 駐車施設の数の100分の2を乗じて得た数以上の車椅子使用者用駐車施設を設けること。 ※同一敷地内に複数回の駐車施設を設ける場合は、駐車施設の総数に対して必要な車椅子使用者用駐車施設の数 を算定する。
11 駐車場 (第1号 ただし書き)	(新設)	出入口の部分に車椅子使用者が円滑に自動車に乗降することが可能な場所が設けられている 機械式駐車場を車椅子使用者用駐車施設として設けることも可能	10 駐車場 (第1号 ただし書き)	(新設)	出入口の部分に車椅子使用者が円滑に自動車に乗降することが可能な場所が設けられて いる機械式駐車場を車椅子使用者用駐車施設として設けることも可能
11 駐車場 (第1号イロ)	(新設)	イ：駐車施設の総数が 200以下の場合2%以上 ロ：駐車施設の総数が 201以上の場合1% + 2以上 ※同一敷地内に複数の駐車場を設ける場合は、駐車施設の総数に対して必要な車椅子使用者用駐車施設の数 を算定。			

大分県福祉のまちづくり条例施行規則における主な改正項目の概要 [客席]

基礎的基準

誘導的基準

別表第二	現行	改正後	別表第三	現行	改正後
15 客席 (第1号)	車椅子使用者が利用できる部分を次に定める数以上設けること。 ・100席以下:1 ・100席超～400席以下:2 ・400席超:2+400席を超える席数200席ごと	車椅子使用者が利用できる部分を次に定める数以上設けること。 ・400席以下:2 ・400席超:客席数×1/200	14 客席 (第1号)	車椅子使用者が利用できる部分を次に定める数以上設けること。 ・100席以下:1 ・100席超～400席以下:2 ・400席超:2+400席を超える席数200席ごと	車椅子使用者が利用できる部分を次に定める数以上設けること。 ・100席以下:2 ・100席超～200席以下:客席数×2/100 ・200席超～2,000席以下:客席数×1/100+2 ・2,000席超～:客席数×75/10,000+7
15 客席 (第2号口)	車椅子使用者が利用できる部分1につき幅85センチメートル以上、奥行110センチメートル以上とすること。	車椅子使用者が利用できる部分1につき幅90センチメートル以上、奥行135センチメートル以上とすること。	15 客席 (第2号)	(新設)	車椅子使用者が利用できる部分1につき幅90センチメートル以上、奥行135センチメートル以上とすること。 は劇場等の客席に設ける座席の数が200を超える場合には、2か所以上に分散して設けること。
			15 客席 (第3号ハニ)	(新設)	八 車椅子使用者が舞台等を容易に視認できる構造とすること。 ニ 同伴者の座席又はスペースを車椅子使用者が利用することとができる部分に隣接して設けること。

大分あったか・はーと駐車場利用証制度

目的

障がいのある方や介護の必要な方など、歩行困難な方に利用証を交付し、協力駐車場での利用を可能とするため、平成23年12月から開始。

事業概要

- 県庁や各保健所で受付・交付
(協力市町村、県・市町村社協でも受付)
- 相互利用可 (44府県)

利用証の種類	期限なし	期限あり	
			
交付対象者	車いす使用者	障がい者 要介護者 難病患者	妊産婦 けが人
令和6年度 末時点の累計 交付枚数	47,031枚		

<協力施設・区画数の推移>

協力施設数及び区画数の累計



おおいたユニバーサルデザインマップ

- 令和5年度に、「別府・大分バリアフリーツアーセンター」(*)が運用するバリアフリーマップに、大分バリアフリーマップを統合し、**全市町村を対象としたページにリニューアル**
- 県内のバリアフリーやユニバーサルデザインに配慮された施設情報を提供する「**おおいたユニバーサルデザインマップ**」として運用

* 別府市と大分市のバリアフリー対応施設を紹介するため、NPO法人自立支援センターおおいたがウェブ上で運営

<リンク先QRコード>



大分県のバリアフリーマップ

おおいたユニバーサルデザインマップ
Oita Universal Design Map

障がいがある方もない方も共に安心してお出かけできるための情報

バリアフリーマップへ ▶

Language



✓ 車いす旅行者も、アクセスしやすい!

✓ 「目的」で探せて、写真で見やすい!

✓ 英語、中国語2種、韓国語に対応

✓ 本県ホームページでリンク先を掲載

令和7年度大分県福祉のまちづくり推進協議会にかかる報告事項について

担当部局・課名	交通政策局地域交通・物流対策室
担当者名	濱口 涼輔
電話番号	097-506-2153（内線2157）

1 R7年度実施事業

R7年度に実施した当協議会に合致する事業（バリアフリー、ユニバーサルデザイン関連等）について記載してください。※実施予定含む

○地方バス路線維持対策費（車両減価償却費補助）

【事業内容】

ノンステップバス・ワンステップバスの購入に係る減価償却費をバス事業者に対して助成する。

補助率 1/2（対象限度額：ノンステップバス 7,500千円、ワンステップバス 6,500千円）

【7年度導入予定】

ノンステップバス 2台

2 R8年度実施予定事業

R8年度に実施予定の当協議会に合致する事業（バリアフリー、ユニバーサルデザイン関連等）について記載してください。

○地方バス路線維持対策費（車両減価償却費補助）

【事業内容】

ノンステップバス・ワンステップバスの購入に係る減価償却費をバス事業者に対して助成する。

補助率 1/2（対象限度額：ノンステップバス 7,500千円、ワンステップバス 6,500千円）

【8年度導入予定】

ノンステップバス 2台

3 その他

その他報告することがあれば記載してください。

※ 上記資料等ある場合は提出してください。

車両減価償却費

補助金の交付イメージ(減価償却費)

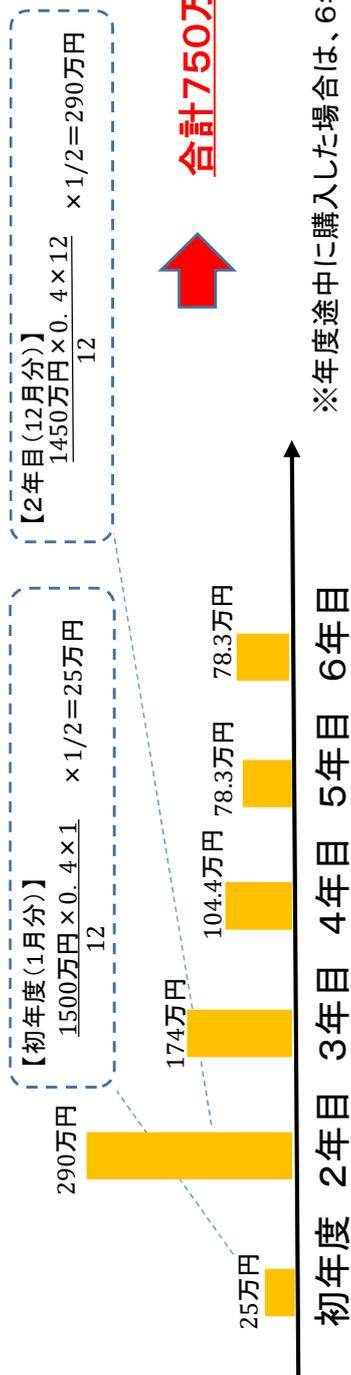
バス会社Aが、地域間幹線系統のB系統の運行に使用するバス車両の更新のため、ノンステップバスを8月に約2,000万円で購入
 <補助対象経費額> 車両購入費、付属品
 <補助対象限度額> 1,500万円(ノンステップバス)
 <償却方法(償却率)> 定率法(残存価格×0.4)により5年間で償却

【算定式】

$$\text{減価償却費} \times \text{減価償却率} \times \text{使用月数}$$

12月

<補助額>



令和7年度大分県福祉のまちづくり推進協議会にかかる報告事項について

担当部局・課名	土木建築部 建設政策課
担当者名	三浦 沙織
電話番号	097-506-4561（内線4562）

1 R7年度実施事業

R7年度に実施した当協議会に合致する事業（バリアフリー、ユニバーサルデザイン関連等）について記載してください。※実施予定含む

・共生のまち整備事業（詳細は別添資料参照）

2 R8年度実施予定事業

R8年度に実施予定の当協議会に合致する事業（バリアフリー、ユニバーサルデザイン関連等）について記載してください。

・共生のまち整備事業（継続）

3 その他

その他報告することがあれば記載してください。

・特になし

※ 上記資料等ある場合は提出してください。

共生のまち整備事業について

・目的

高齢者や障がい者などを含む全ての県民が行動面で障壁がなく自由に行動し、社会・経済・文化等あらゆる分野の活動に参加することができるように、県が管理する既存の公共施設において、歩道等の改良、県有施設の改修、交通環境の整備などのバリアフリー化等を推進する事業。

・施工例（令和6年度）

県道 鉄輪亀川線(別府市:別府医療センター付近)【カラー舗装の整備&視覚障がい者用誘導標示の設置】



県道 宇佐本耶馬溪線(宇佐市:上田～法鏡寺)【舗装、視覚障がい者用誘導標示の設置】



ハーモニーパークなど【ベビーシート設置、ベビーチェア設置、トイレ洋式化など】



・令和7年度 事業内容及び事業費

全体事業費 C=80,000千円

①歩道等改良 C=47,000千円

・県道 鉄輪亀川線 歩道改修（段差等解消、視覚障がい者用誘導標示の更新）（別府市）

・県道 宇佐本耶馬溪線 歩道改修（視覚障がい者用誘導標示の更新等）（宇佐市） など計10路線

②県有施設改修 C=24,000千円

・産業科学技術センター（トイレ洋式化）（大分市）

・豊後高田警察署（ベビーシート設置等）（豊後高田市） など計 5箇所

③交通環境整備 C=9,000千円

・歩行者用信号機の視覚障がい者用音響装置等整備(大分市、別府市、中津市等)

など計 9箇所

※令和8年度も本事業を継続して実施し、各施設のバリアフリー化を進める。

令和7年度大分県福祉のまちづくり推進協議会にかかる報告事項について

担当部局・課名	大分県警察本部 交通規制課
担当者名	中野千鶴【協議会出席者：交通管制官 徳永 茂】
電話番号	097-536-2131【内線711-602】

1 R7年度実施事業

R7年度に実施した当協議会に合致する事業（バリアフリー、ユニバーサルデザイン関連等）について記載してください。※実施予定含む

音響信号機の整備		
大分中央署管内	「盲学校南」	更新
	「都町1丁目」	更新
	「ハローワーク西」	更新
	「中央町入口」	更新
別府署管内	「流川通り」	更新
	「グローバルタワー」	更新
	「別府公園北」	更新
中津署管内	「中津文化会館先」	更新
佐伯署管内	「大手前交差点」	新設

2 R8年度実施予定事業

R8年度に実施予定の当協議会に合致する事業（バリアフリー、ユニバーサルデザイン関連等）について記載してください。

音響信号機の整備		
大分中央署管内	「大分城址公園前」	更新
大分東署管内	「西鶴崎2丁目」	新設
豊後高田署管内	「高田中央病院前」	更新
日田署管内	「淡窓1丁目」	更新
豊後大野署管内	「市役所入口」	更新

3 その他

その他報告することがあれば記載してください。

※ 上記資料等ある場合は提出してください。

令和7年度 音響信号機整備予定箇所

大分中央警察署管内



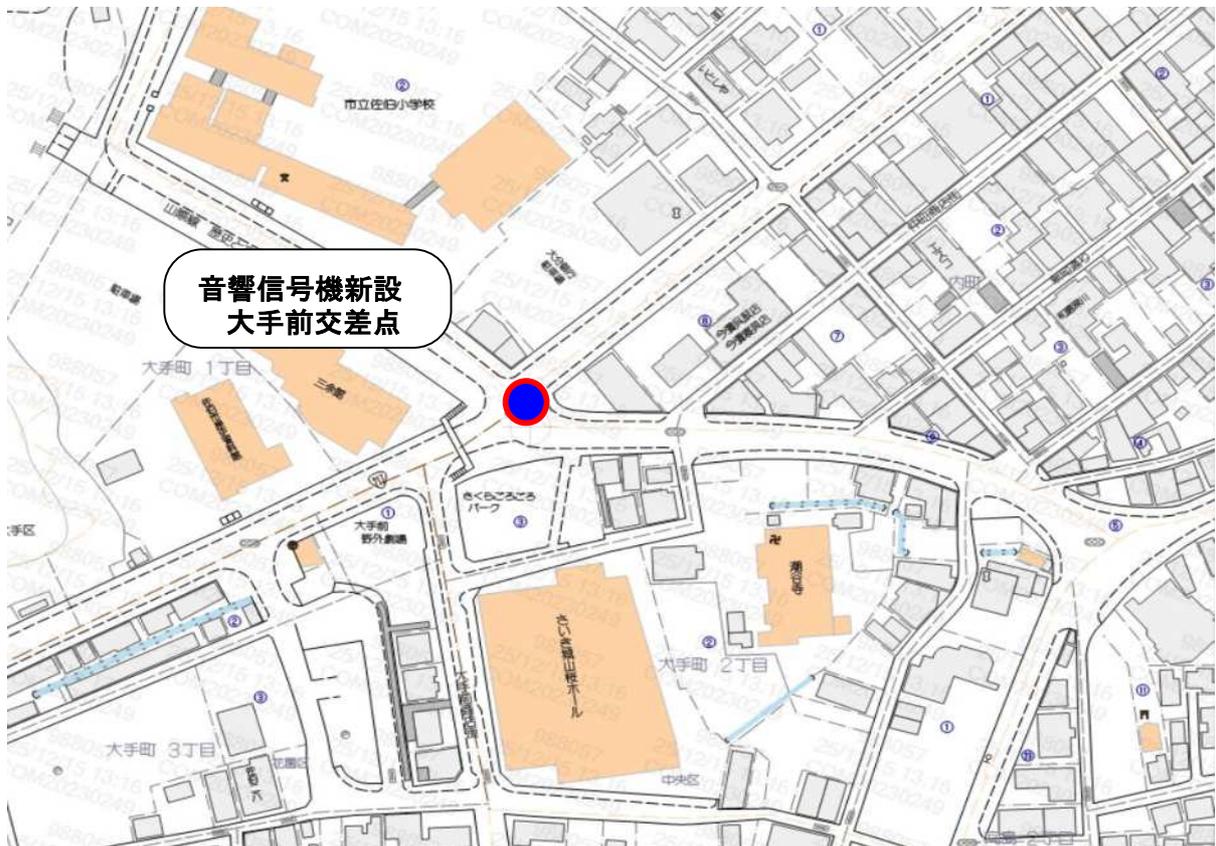
大分中央警察署管内







佐伯警察署管内



令和8年度 音響信号機整備予定箇所

豊後高田警察署管内



日田警察署管内



令和8年度 音響信号機整備予定箇所

豊後大野警察署管内

